# ○堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成16年12月29日
規則第97号

（趣旨）

第1条　この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。この条を除き、以下「省令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第1条第5号の特殊の用途に使用する自動車を定める省令（平成14年経済産業省・環境省令第8号）に定めるもののほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

（登録及び許可の更新の申請期間）

第3条　法第42条第2項又は第53条第2項の規定により登録の更新を受けようとする者及び法第60条第2項又は第67条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該登録又は許可の有効期間が満了する日の3か月前から当該登録又は許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請しなければならない。

（登録の通知）

第4条　法第44条第2項（法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、堺市引取業登録等通知書（様式第1号）により行う。

2　法第55条第2項（法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、堺市フロン類回収業登録等通知書（様式第2号）により行う。

（登録の拒否の通知）

第5条　法第45条第2項の規定による通知は、堺市引取業登録拒否通知書（様式第3号）により行う。

2　法第56条第2項の規定による通知は、堺市フロン類回収業登録拒否通知書（様式第4号）により行う。

（不許可の通知）

第6条　法第62条第2項の規定による通知は、堺市解体業不許可通知書（様式第5号）により行う。

2　法第69条第2項の規定による通知は、堺市破砕業不許可通知書（様式第6号）により行う。

3　法第70条第2項において準用する法第69条第2項の規定による通知は、堺市破砕業変更不許可通知書（様式第7号）により行う。

（許可証の書換え交付）

第7条　省令第56条又は第61条の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書き換えて交付する。

（許可証の再交付の申請）

第8条　省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、堺市許可証再交付申請書（様式第8号）により市長に許可証の再交付を申請することができる。

2　汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、当該汚損し、又は破損した許可証を添付して申請しなければならない。

3　亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、当該発見された許可証を直ちに市長に返還しなければならない。

（解体業及び破砕業の許可証の返還）

第9条　省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該許可証を市長に返還しなければならない。

(1)　政令第4条に規定する期間を経過したことにより許可がその効力を失ったとき。

(2)　法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたとき。

(3)　法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消されたとき。

（提出書類の様式）

第10条　次の各号に掲げる書類等の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)　法第43条第2項に規定する誓約の書面　様式第9号

(2)　法第48条第1項の規定による届出に係る書類　様式第10号

(3)　法第54条第2項に規定する誓約の書面　様式第11号

(4)　法第59条において準用する法第48条第1項の規定による届出に係る書類　様式第12号

(5)　法第61条第2項に規定する誓約の書面及び法第68条第2項に規定する誓約の書面　様式第13号

(6)　法第64条の規定による届出に係る書類　様式第14号

(7)　法第72条において準用する法第64条の規定による届出に係る書類　様式第15号

(8)　省令第55条第1項第3号及び第4号に規定する書類　様式第16号

(9)　省令第60条第1項第3号及び第4号に規定する書類　様式第17号

(登録簿の閲覧)

第11条　市長は、法第44条第1項の引取業者登録簿及び法第55条第1項のフロン類回収業者登録簿(以下これらを「登録簿」という。)を環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

2　市長は、登録簿の管理のために特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(平21規則24・平26規則17・一改)

(書類の提出部数)

第12条　法、政令、省令及びこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、次に掲げる書類の提出部数については、正本1部とする。

(1)　省令第46条の申請書及びその添付書類

(2)　省令第48条の届出書及びその添付書類

(3)　省令第50条第1項の申請書及びその添付書類

(4)　省令第53条の届出書及びその添付書類

(5)　規則第10条第1号及び第3号の書面

(6)　規則第10条第2号及び第4号の書類

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2　美原町の編入の際、使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定又は大阪府使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(大阪府規則第69号)の規定により大阪府知事が行った処分、手続その他の行為及び大阪府知事に対して行っている届出その他の行為は、堺市長の行った処分、手続その他の行為又は堺市長に対して行っている届出その他の行為とみなす。

附　則(平成17年3月31日規則第100号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月30日規則第24号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成25年1月25日規則第1号)

この規則は、平成25年1月30日から施行する。

附　則(平成26年3月28日規則第17号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年7月9日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年3月31日規則第53号)

(施行期日)

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則(令和2年1月10日規則第1号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則(令和3年3月26日規則第16号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改

正後の堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

堺市引取業登録等通知書

第　　号
年　　月　　日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第44条第1項 / 第46条第2項 の規定により 登録 / 登録の変更 をしたので、 同条第2項 / 同法第46条第3項において準用する同法第44条第2項 の規定により通知します。

堺　市　長　　印

登録番号
登録の年月日　　年　　月　　日
登録の有効年月日　　年　　月　　日

---

引取業を行う事業所の名称及び所在地

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

堺市フロン類回収業登録等通知書

第　　号
年　　月　　日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第55条第1項 / 第57条第2項 の規定により 登録 / 登録の変更 をしたので、同条第2項 / 同法第57条第3項において準用する同法第55条第2項 の規定により通知します。

堺　市　長　　印

登録番号
登録の年月日　　年　　月　　日
登録の有効年月日　　年　　月　　日

---

フロン類回収業を行う事業所の名称及び所在地並びに回収するフロン類の種類

様式第3号(第5条関係)

(平17規則100・平28規則53・一改)

様式第3号(第5条関係)

# 堺市引取業登録拒否通知書

第　　号
年　　月　　日

様

堺市長　　印

年　月　日付けで申請のあった引取業に係る 登録 / 登録の更新 については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、次のとおり、 登録 / 登録の更新 を拒否するので、同条第2項の規定により通知します。

理　由 (　　)

(教示)

1　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第4号(第5条関係)

(平17規則100・平28規則53・一改)

様式第4号(第5条関係)

# 堺市フロン類回収業登録拒否通知書

第　　号
年　　月　　日

様

堺市長　　印

年　月　日付けで申請のあったフロン類回収業に係る 登録 / 登録の更新 について は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、次のとおり、 登録 / 登録の更新 を拒否するので、同条第2項の規定により通知します。

理　由 (　　)

(教示)

1　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第5号(第6条関係)

(平17規則100・平28規則53・一改)

様式第5号(第6条関係)

# 堺 市 解 体 業 不 許 可 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

堺 市 長　　印

年　月　日付けで申請のあった解体業に係る 許可 / 許可の更新 については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項の規定により、次のとおり不許可とするので、同条第2項の規定により通知します。

理　由 (　　)

(教示)

1　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

2　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

(平17規則100・平28規則53・一改)

様式第6号(第6条関係)

# 堺 市 破 砕 業 不 許 可 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

堺 市 長　　印

年　月　日付けで申請のあった破砕業に係る 許可 / 許可の更新 については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項の規定により、次のとおり不許可とするので、同条第2項の規定により通知します。

理　由 (　　)

(教示)

1　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

2　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

(平17規則100・平28規則53・一改)

様式第7号(第6条関係)

# 堺市破砕業変更不許可通知書

第　　号
年　　月　　日

様

堺市長　　印

年　月　日付けで申請のあった破砕業の事業の範囲の変更については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項において準用する同法第69条第1項の規定により、次のとおり不許可とするので、同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定により通知します。

理　由　(　　)

(教示)

1　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

2　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第8号(第8条関係)

(令2規則1・令3規則16・一改)

様式第8号(第8条関係)

# 堺市許可証再交付申請書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

(郵便番号)
住　所(所在地)
氏　名(名　称)
(代表者の氏名)
電話番号

堺市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 許　可　証　の　名　称 | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日付け第　　号 |
| 再交付申請の理由 | |

添付書類　許可証(亡失し、又は滅失した場合を除く。)

様式第9号(第10条関係)

(平17規則100・平25規則1・平27規則93・平28規則53・令2規則1・令3規則16・一改)

様式第9号(第10条関係)

# 誓　　約　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

堺　市　長　殿

申請者　住　所(所在地)
氏　名(名　称)
(代表者の氏名)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号)

一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二　この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
三　第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
四　引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
五　第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
六　引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第56条第1項第6号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
七　法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

様式第10号(第10条関係)
(令2規則1・令3規則16・一改)

様式第10号(第10条関係)

堺市引取業廃止届出書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

(郵便番号)
住　所(所在地)
氏　名(名　称)
(代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた引取業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 引取業を廃止した登録を受けた者 | 住　所(所在地)<br>氏　名(名　称)<br>(代表者の氏名) |
| 廃止の理由 | |

様式第11号(第10条関係)

(平25規則1・全改、令2規則1・令3規則16・一改)

様式第11号（第10条関係）

# 誓　　約　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者　住　所（所在地）
氏　名（名　称）
（代表者の氏名）

一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二　この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
三　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
四　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
五　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
六　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
七　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

（使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項各号）

注　使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第６号にあっては、法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

様式第12号（第10条関係）
（令2規則1・令3規則16・一改）

様式第12号(第10条関係)

堺市フロン類回収業廃止届出書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

(郵便番号)
住 所(所在地)
氏 名(名　称)
(代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けたフロン類回収業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| フロン類回収業を廃止した登録を受けた者 | 住　所(所在地)<br>氏　名(名　称)<br>(代表者の氏名) |
| 廃 止 の 理 由 | |

様式第13号(第10条関係)

(平17規則100・平25規則1・平27規則93・令2規則1・令3規則16・一改)

様式第13号(第10条関係)

# 誓　　約　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

堺　市　長　殿

住　所(所在地)

氏　名(名　称)

(代 表 者 の 氏 名)

(使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまで)

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ　第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ト　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

様式第14号(第10条関係)

(令2規則1・令3規則16・一改)

様式第14号(第10条関係)

堺市解体業廃止届出書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

(郵便番号)
住　所(所在地)
氏　名(名　称)
(代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 解体業を廃止した許可を受けた者 | 住　所(所在地)<br>氏　名(名　称)<br>(代表者の氏名) |
| 廃止の理由 | |

様式第15号(第10条関係)

(平17規則100・全改、令3規則16・一改)

様式第15号(第10条関係)

堺市破砕業廃止(一部廃止)届出書

年　　月　　日

堺　市　長　殿

(郵便番号)
住　所(所在地)
氏　名(名　称)
(代表者の氏名)
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で許可を受けた破砕業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 破砕業を廃止(一部廃止)した許可を受けた者 | 住　所(所在地)<br>氏　名(名称)<br>(代表者の氏名) |
| 廃止(一部廃止)する事業の範囲 | |
| 廃止(一部廃止)の理由 | |

様式第16号(第10条関係)

様式第16号(第10条関係)

# 解体業事業計画書及び収支見積書

年　　月　　日　現在

1　事業全体計画
(業務を行う時間、従業員、休業日及び扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 業務時間 | :　～　: | 従業員数 | 人 | 休業日 | |

2　使用済自動車等の引取実績及び計画

| 年度 | 年度実績(3年前) | 年度実績(2年前) | 年度実績(1年前) | 許可取得後の年間計画 |
|---|---|---|---|---|
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な取引先 | | | | |

3　解体実績

| 年度 | 年度実績(3年前) | 年度実績(2年前) | 年度実績(1年前) |
|---|---|---|---|
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台／日 | 台／日 | 台／日 |

4　解体能力

| 1日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 台／日 | 日 | 台 |

5　保管の状況

| 使用済自動車 | | 解体自動車 | |
|---|---|---|---|
| 保管量の上限 | 台<br>(　　台) | 保管量の上限 | 台<br>(　　台) |
| 現在保管量 | 台<br>(　　台) | 現在保管量 | 台<br>(　　台) |

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で(　)に記入すること。

6　年間収支見積書

年　　月　　日　現在

| 項目 | | 前年度(　　年)(決算月(　月)) | | 今年度の見込み(決算月(　月)) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度(千円) | (1台当)(円) | 年度(千円) | (1台当)(円) |
| 売上高(全体) | ア(総売上収入) | | | | |
| 売上原価 | イ(使用済自動車等購入費) | | | | |
| その他の経費 | ウ | | | | |
| うち廃棄物処理委託費 | エ | | | | |
| 営業利益 | オ＝ア－イ－ウ | | | | |
| 営業外損益 | カ(主に支払利息(注)) | | | | |
| 経常利益 | キ＝オ＋カ | | | | |
| 使用済自動車等年間引取台数 | | | | | |
| 使用済自動車等年間処理台数 | | | | | |

(参考)

| | 前年度末 | 現在 |
|---|---|---|
| 負債総額(年度末残高)　(千円) | | |

(注)1　「1台当」の額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
　　2　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

様式第17号(第10条関係)

様式第17号（第10条関係）

# 破砕業事業計画書及び収支見積書

年　　月　　日　現在

1　事業全体計画
（業務を行う時間、従業員、休業日及び扱う車種を含む。）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 業務時間 | ：　～　： | 従業員数 | 人 | 休業日 | |

2　使用済自動車等の引取実績及び計画

| 年　　度 | 年度実績（3年前） | 年度実績（2年前） | 年度実績（1年前） | 許可取得後の年間計画 |
|---|---|---|---|---|
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な取引先 | | | | |

3　破砕実績

| 年　　度 | 年度実績（3年前） | 年度実績（2年前） | 年度実績（1年前） |
|---|---|---|---|
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台／日 | 台／日 | 台／日 |

4　破砕能力

| 1日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 台／日 | 日 | 台 |

5　保管の状況

| 解　体　自　動　車 | | A　S　R | |
|---|---|---|---|
| 保管量の上限 | 台(㎥) | 保管量の上限 | ㎥ |
| 現在保管量 | 台(㎥) | 現在保管量 | ㎥ |

※事業場以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で(　)に記入すること。

6　年間収支見積書

年　　月　　日　現在

| 項　　目 | | 前年度(　　年)(決算月(　月)) | | 今年度の見込み(決算月(　月)) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度(千円) | (1台当)(円) | 年度(千円) | (1台当)(円) |
| 売上高(全体) | ア(総売上収入) | | | | |
| 売上原価 | イ(使用済自動車等購入費) | | | | |
| その他の経費 | ウ | | | | |
| うち廃棄物処理委託費 | エ | | | | |
| 営業利益 | オ＝アーイーウ | | | | |
| 営業外損益 | カ(主に支払利息(注)) | | | | |
| 経常利益 | キ＝オ＋カ | | | | |
| 解体自動車等年間引取台数 | | | | | |
| 解体自動車等年間処理台数 | | | | | |

(参考)

| | 前年度末 | 現　在 |
|---|---|---|
| 負債総額(年度末残高)　(千円) | | |

(注)1　「1台当」の額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
　　2　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。